



医療法人 芙蓉会

総合ケアセンター

さんらく

青森市南地域包括支援センター

地域包括支援センターでは
こんな仕事をしています



みなみちゃん

主任介護支援専門員、保健師や経験のある看護師、社会福祉士が中心となって高齢者のみなさんの支援を行います。それぞれの専門分野の仕事だけではなく、お互いに連携をとりながら「チーム」として総合的なサポートをします。



青森市南地域包括支援センター担当地域

- 桜川(1丁目を除く) ●筒井 ●妙見 ●問屋町
- 卸町 ●新町野 ●四ツ石 ●横内 ●雲谷
- 幸畑 ●大矢沢 ●合子沢 ●田茂木野
- 野尻

営業時間

●月曜日～土曜日 / 8:30～17:30

※時間帯については、ご相談に応じます。

●日曜、祝日、および12月31日～1月3日は休業日となります。



総合相談支援業務

さまざまな相談をお受けします

「どこに相談していいのか分からない」といった悩みも、まずは当地域包括支援センターにお気軽にご相談ください。



問題に応じて、適切なサービスや機関、制度の利用方法などについてアドバイスします。

権利擁護業務

権利や安全を守るお手伝いをします

例えば…

- 高齢者への虐待や、虐待が疑われるとき
- 認知症などで日常生活が十分でないとき
(成年後見制度などの活用や情報提供)
- 悪徳商法などの消費者被害の防止

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

連携と協力でみなさんを支えています

- ケアマネジャーへの支援
- 高齢者のみなさんの支援
- 関係機関のネットワークづくり



青森市南地域包括支援センターでは以下の在宅介護支援センターと連携しています

●在宅介護支援センター芙蓉

青森市妙見3丁目11-14
TEL 017-728-2201

●在宅介護支援センター甲田

青森市横内字亀井259-2
TEL 017-728-3943

●在宅介護支援センター聚幸園

青森市雲谷字山吹92-170
TEL 017-728-2992

●在宅介護支援センターとうし苑

青森市幸畑字谷脇214-1
TEL 017-738-8080

介護予防ケアマネジメント業務

適切な介護予防のために

- 介護予防プランの作成
- サービス利用の調整
- 介護保険の申請代行



対象者

①介護保険で要支援1・2と認定された方

②要支援・要介護状態になる可能性のある方(二次予防対象者)

※要介護1～5と認定された方は居宅介護支援事業所が担当します。

介護予防事業(二次予防事業)について

介護予防事業(二次予防事業)では「通所型」と「訪問型」があり、65歳以上の方が要介護状態となることを予防し、自宅において自立した生活ができるように個々の状態に合わせた支援を行います。

対象者は基本チェックリスト(青森市介護予防事業用)の結果、生活機能低下の疑いがあり、介護予防事業(二次予防事業)への参加を望まれる方です。

〒030-0121 青森市妙見3丁目11-14 TEL 017-728-3451 FAX 017-728-3452

<http://www.fuyoukai.or.jp/>